

介護医療院開設の検討について

長野県立木曽病院

1 介護医療院とは

介護医療院とは、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ要介護者を対象として、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設

2 木曽病院が介護医療院を検討する理由

長期的な医療を必要とする人の「新たな生活の場」

- ・木曽地域では長期的な医療（経鼻栄養、喀痰吸引など）を必要とする要介護者を受け入れることができる介護施設がない。

⇒介護医療院は在宅施設として長期的な医療と介護、両方のニーズを併せ持つ人のための「新しい生活の場」として設けられた。

介護療養のニーズ

- ・平成 30 年度診療報酬改定で療養病棟の人員配置基準が 25 対 1 から 20 対 1 となり、職員が確保できなかったため、48 床から 26 床へ減床せざる得なくなり、急性期病棟（3 階病棟）では療養病棟への転棟待ちとなっている患者がいる。

⇒介護療養病床が不足している。

介護療養病床の廃止

- ・経過措置で延期されたが、国の制度上、6 年後には完全に廃止となる。

⇒長期的な医療を必要とする要介護者のための、介護医療院に転換する必要がある。

3 介護医療院の開設にむけた動き

①開設予定 来年度中（平成 32 年 3 月）に開設できるよう検討。

②開設規模 定員 19 人（小規模介護医療院）を想定。

③改修工事が必要（31 年度に実施）

- ・スプリンクラーの設置（消防法の改正に伴う対応となります。）
- ・パーティションの設置（介護医療院は生活の場であるため、多床室の場合、視線を完全に遮ることができる固定されたパーティションの設置が必須です。）